

## 不動産鑑定業者(国土交通大臣登録)の登録証明書の発行

手続名	不動産鑑定業者(国土交通大臣登録業者に限る)の登録証明書の発行
手続根拠	なし
手続対象者	新潟県、富山県、石川県に主たる事務所がある国土交通大臣登録の不動産鑑定業者で登録証明書を必要とする者
提出期限	登録証明書を必要とするとき随時
提出方法	下記の提出先に郵送又は持参してください。なお、持参しても即時発行はできません。
手数料	なし
添付書類	証明書送付先を記載し、所要の切手を貼った返信用封筒を同封してください。
部数	必要な証明書の部数に1部を加えた部数を提出してください。
申請書様式	不動産鑑定業者登録証明願
記載要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・願書の記載内容と登録内容を照合して確認が必要な場合のため、連絡先電話番号を必ず記載して下さい。</li> <li>・願書の宛先名及び証明欄の証明者については以下のとおりです。  <div style="text-align: center;">国土交通省 北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課長</div> </li> </ul>
提出先	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課 資力確保・鑑定評価指導係 TEL:025-280-8880
相談窓口	上記の提出先と同じ
審査基準	なし
標準処理期間	1週間
不服申立方法	なし